

令和2年度 財務監査（随時）の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財務監査
- 2 監査対象事項 令和元年度財政援助団体監査の結果に対する対応の遅延について
- 3 監査対象所属 市民文化部 市民生活課
- 4 監査実施期間 令和 2年11月27日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(1) 監査結果への措置が遅滞している状況が放置されることにより生じるリスク</p> <p>「利用者の公平性が保たれるよう、関係各課と改めて協議を行い、早急に必要な措置を講ずること」と指摘したにもかかわらず、市民生活課の対応は遅れ、措置状況の監査委員への報告も遅滞した。そして、監査委員から市民文化部長宛て、「不作為状況が継続しているため随時監査を検討している旨、及び、監査結果通知後6か月後の措置状況の報告を求める旨」の通知をした後、指摘から約7か月経過してようやく措置が講じられており、誠に遺憾である。監査で指摘を受けた事項については、その重大性を認識し、真摯に対応し、早急に措置を講ずること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>令和元年度財政援助団体監査における四日市国際交流センター利用者の市営中央駐車場使用料金にかかる指摘事項については、暫定措置として、令和2年11月1日以降の国際交流センター利用者の駐車料金については、文化まちづくり財団または国際交流センター利用者自身が負担するよう改めた。さらに、国際交流センターで実施している日本語学習支援事業（日本語サークル）及び外国人市民向け相談事業については、市が主体的に取り組むべき事業として位置づけ、令和3年4月1日より市民生活課の所管事務とし、市から同財団へ業務委託を行った。その際、国際交流センター利用者のうち、日本語学習者、日本語学習支援者、外国人市民の相談者及び外国人市民向け相談に携わる行政書士の駐車料金は、委託料に含める形で市が負担するよう整理した。</p> <p>なお、監査で指摘を受けた事項については重く受け止め、真摯に対応することの必要性について、課内職員に周知した。今後、監査で指摘を受けた際は、早急に措置を講ずるよう徹底する。</p>

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>今後の駐車料金の精算について【合規性の視点】 今後の国際交流センターの利用者の駐車料金について、文化まちづくり財団が負担する金額を確定するルール、また、国際交流センター独自の事業で来館する利用者と市の委託予定事業で来館する利用者を区分けするルール等について、市民に説明できるよう、明確な根拠を基に作成すること。</p>	<p>【措置済】 令和3年4月1日 令和3年度より国際交流センターで実施する日本語学習支援事業（日本語サークル）及び外国人市民向け相談事業については、市から文化まちづくり財団への委託事業とし、令和3年4月1日に同財団と令和3年度四日市市日本語学習支援事業等業務委託契約を締結した。同センター利用者の駐車料金については、委託業務にかかるセンター利用者（学習者、学習支援者、相談者等）が日本語学習や外国人市民向け相談のために市営中央駐車場を利用した場合は、委託料の範囲内において、受託者である同財団が負担すること、毎月の履行報告時に市営中央駐車場の使用実績を報告することを、同契約における仕様書に明記した。 なお、委託契約に含まれない外国語講座や交流イベント等にかかるセンター利用者が市営中央駐車場を使用した場合は、講師やイベント出演者等の駐車料金は同財団が負担し、それ以外はセンター利用者の自己負担としている。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

特になし